

回覧

2021年度きよみ野西自治会 第3回役員会議事録

日時：2021年7月18日（日）AM10：00～12：00

場所：市役所303、304会議室

司会：総務 溝口役職長

1. 会長挨拶

ワクチン接種も始まりましたが変異型ウイルスの感染がなかなか収まりそうにありません。2021年度も昨年度に引き続き、コロナ禍の下で苦しい自治会活動を強いられております。各種イベントは中止となりましたが2021年度は前年度から取り組むべき多くの課題を与えられております。皆様方の英知を集めて課題解決に向けて取り組んで参りますのでよろしくお願い致します。

2. 審議事項

（1）災害対策基金の積み立て（昨年度からの引継ぎ課題）

自治会における繰越金は西自治会の貴重な資産です。2022年度予算書から自治会の繰越金うち一定額を災害対策基金として積み立てます。積立額は、繰越金（約1,100万円）から800万円（自治会員一世帯に対して1万円相当）を災害対策基金とし、残りを繰越金（約300万円）とします。なお、基金の創設に当たっては

- ・自治会規約第9章、第32条に、資産構成に基金を加筆すること
- ・会計処理に関する細則に基金の取り崩しに関する新たな規定（第5条）が必要となる以上の方針から次年度の第19回総会で議題に出し承認を受けたいと思っております。

また、基金の積み立てに当たり新たに口座は開設しないで従来の繰越金の表記を（災害対策基金800万円、次期繰越金300万円）と分けて表記します。

※詳しくは【別紙1 昨年度からの引継ぎ課題と対応方向】をご参考下さい。

（質疑応答）

●（監事）繰越金表記を分ける事について会計上問題ありません。

●基金取崩し適用の災害とは

（会長）現段階では地震・集中豪雨等により、ほぼ自治会全域が被災していると判断できる状況を想定している。

●支給決定の仕方も整備する必要がある

（会長）まずは規定が必要になる。手始めとして提案予定規則に、「役員会の3分の2以上の議決」として盛込みたい。他事例と比較しても厳しい案で考えている。

●その他：上記規約改定時に他の修正事項（誤字および修正漏れ）も盛込み提案する。

自治会規約第13条の職務一覧表より

（i）副会長の記述 誤『庶務』 → 正『職務』

（ii）地域支援の記述 『各エリアに1名配置し、』を削除

（削除理由：2020年度規約改定でエリア長という役職・役員名の廃止にともないエリアの定義が必要なくなった為）

【審議結果】出席役員の賛同举手をもって承認されました。

(2) ホームページの運用規定（昨年度からの引継ぎ課題）

ICTを活用した自治会運営ということでデジタル化推進費を活用し、スマートフォンで見ることができる自治会ホームページを作成、「情報伝達と共有による見える化」を進めてきました。タスクチームによるホームページ要件調整やテストラン作業などの努力により、一般公開できるレベルに達しました。よって以下事項を進めます。

- ・8月1日付けでの一般公開
- ・9月合同役員会で役員へ詳細説明
- ・各コンテンツ担当の決定とホームページ更新運用トレーニングの実施
- ・きよみ野西自治会ホームページの運用規定を別紙2の通り定めます。

●スマートフォンで「吉川市きよみ野西自治会」と検索して頂くとご覧いただけます。

(質疑) パソコン・スマホを持ちでない会員さん達のフォローはどうするか

(会長) :「回覧」は継続とし置き去りにしないというのが前提です。一方、スマホ普及率8割という状況を考慮すれば「情報連絡手段としての利便性」として会員さんへの期待に応えられるのも事実です。パソコン・スマホをお持ちでない会員さんへのフォローも「回覧」「掲示板」等でこれまでとおり対応して行きます。

【審議結果】出席役員の賛同举手をもって承認されました。

(3) 避難行動要支援者に関する個人情報取り扱い規約

吉川市危機管理課から自治会長に災害時の避難行動要支援者の情報が渡されました。極めて取扱いが重要な個人情報であるため、吉川市より自治会に対し「避難行動要支援者に関する個人情報取り扱い規約」を自治会規定に設けるように要請されました。次年度総会において標記規約を西自治会の規定とする手続きを取ります。

標記規約（案）は別紙3をご参照下さい。

【審議結果】出席役員の賛同举手をもって承認されました。

(4) 運用マニュアルの改定

総務による自治会運用マニュアル改訂を行いました。全面改訂であったため大変負荷の高い作業でした。特に

- ・6月20日に開催しました第2回役員会にてブロック活動助成に関する細則第4条第1項の改定に伴い現運用マニュアルにある①ブロック活動助成金申請書および②ブロック活動実施報告書の書式を改定
- ・自治会入退会手順の差し替え

は重点的に見直しました。9月の合同役員会にて各班長に新運用マニュアルの配布と変更箇所の説明を行います。合同役員会後、旧運用マニュアルは破棄頂くことと致します。

【審議結果】出席役員の賛同举手をもって承認されました。

3. 報告事項

(1) 会計

- ・3ブロックのポケットパーク内樹木剪定費用は自治会予備費で対応致します。
- ・ブロック清掃活動対策費・ポケットパーク維持活動助成金・ブロック活動助成金の3種類に関して、それぞれ目的・用途が決まっているので、それに沿った使い方をお願いします。現況として使い方に線引きがあまりなく、混ざって使っている状況が多いです。
- ・ブロック清掃活動対策費とブロック活動助成金の残金は役員終了時に毎年会計に返却することとします。2021年度の期末から実施していきます。

【確認結果】出席役員の賛同挙手をもって確認されました。

(2) 広報

- ・永田公園北側のきよみ野第4公園にある掲示板の補修工事を実施しました。
- ・今後、西だよりを季刊発行していく事に合わせ、タウンネットはカラー印刷費用が高く、記事で取り上げる夏祭り・防災訓練事業が中止となつたので休刊とします。

(3) 地域支援

・小中学校だより回覧物の件

ICT化推進タスクチーム内で話し合い、各学校だよりは今後ウェブで閲覧形式に移行することになりました。その為、栄小・関小・中央中は9月度から回覧を廃止します。

栄小→学校ウェブサイトで閲覧可能(ただし携帯モードでは開けない)

関小→学校ウェブサイトに掲載予定(児童名は消す)

中央中→学校からデータをもらい、西自治会ホームページにアップする。(児童名は消す)

東中→交渉中。学校ウェブサイトで既に閲覧可能

・みんなの寺小屋委員会よりご挨拶をいただきました。今年度のみんなの寺小屋事業は中止です。

・ネオポリス自治会よりご連絡をいただきました。今年度の夏祭りは中止です。

(4) 総務

ブロック引継ぎカードの見直しの件です。まだ見直しが完了していないブロック・班がございます。なるべく早めに見直しをしていただき、ブロック長がとりまとめて総務までご提出をお願い致します。(ブロック長は全部の班の分が集まってから提出お願いします)

4. その他

- ・8月1日にフレーシェル管理組合の理事会が開催されます。私(会長)が出席し、今後のきよみ野西自治会との連携に関して話し合いをする予定です。役員の皆様へは次回以降の役員会にてご報告させていただきます。(会長)
- ・市役所環境課へ資源回収奨励補助金申請書を提出しました。[請求金額 68,340円] (環境)
- ・ポケットパークの樹木剪定に関する市役所〔道路公園課〕との確認内容
 - ① 市役所(負担)で剪定する樹木について明確な区分はありません。
 - ② 住民では剪定が困難な高木(例:けやき公園の欅)の剪定、通行に支障がある道路面の樹木、見通しが悪く防犯上剪定が好ましい等のケースで、要望により対応しています。
 - ③ 樹木が密になり樹木を間引く場合、市役所への申請は不要だが、緑地確保の点で、極力伐採などを避け、低めに剪定するなどの対応をお願いします。 (環境)

以上

【別紙1 昨年度からの引継ぎ課題と対応方向】

自治会資産をどのようにすべきかの検討課題と取り組み方針および具体的な対応について

引継ぎ課題

→自治会資産が決算報告の通り相当額繰り越されている状況へのご対応を 2021 年度で検討ください。

2021 年度の取り組み方針

→2021 年度は繰越金の内から一定額を通常会計とは別枠で災害対策基金として積み立てるなどを検討します。基金の額および定期預金とするなど災害時の緊急に必要になった場合の使い勝手を検討します。基金の創設に当たっては自治会規約第 9 章、第 32 条に資産構成に基金を加筆することと、会計処理に関する細則に基金の取り崩しに規定が必要となるために次年度総会で承認を受けます。

具体的な対応

1. 自治会規約第 9 章資産、及び会計に新たに（5）を加える。

(資産の構成、及び管理)

第 32 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費・寄付金
- (2) 財産目録に記載する資産
- (3) 資産から生じた利息
- (4) その他、地域活動によって得た収入
- (5) 災害対策基金としての積立金 ← (新しい追加項目)

2 資産管理については、別に定める細則による。

付則

本規定の制定・改定履歴（17） 2022 年 4 月 17 日改定（第 19 回総会日）

2. 会計処理に関する細則に新たに下記の規定を加える。

(災害対策基金の取り崩し)

第 5 条 災害対策基金は、自治会会員が自然災害により被災した場合、自治会としてその対策または援助を要する場合において役員会の 3 分の 2 以上の議決があった場合には、取り崩すことができる。災害対策基金を取り崩したときは速やかにその結果を自治会会員に報告しなければならない。

付則

本細則の制定・改定履歴（12） 2022 年 4 月 17 日改定（第 19 回総会日）

3. 積立額と積立方法

積立額は繰越金（約 1,100 万円）から自治会会員一世帯に対して 1 万円相当額を積み立てる。2021 年度世帯数 731 世帯から基金 800 万円（繰越金残金 約 300 万円）積立方法は新たに口座を開設せずに現在の口座の中で管理する。

4. 収支決算書および予算書の記載方法

2022 年度の予算書の次期繰越金表記を下記の 2 つで表記する。

災害対策基金 800 万円 次期期繰越金 300 万円

【別紙2】

ホームページ運用規定

(適用)

第1条 この運用規定は、きよみ野西自治会のホームページ（以下 HP という）運用の取り決めについて定める。HP の企画・制作・更新・公開に当たっては、これらを適切に順守しなければならない。

(目的)

第2条 HP 開設の目的は以下の通りとする。

- (1)会員への情報伝達と共有化
- (2)非会員を含むきよみ野西地区の住民すべてに対しての自治会活動の見える化
- (3)役員同士の情報連携・共有化
- (4)役員の負担軽減に資する
- (5)自治会会員の減少の歯止めに資する

(運用)

第3条 HP の管理・運用責任者は自治会長とする。管理・運用について適切な指示を行い、情報公開の可否権限を有する。

2 各コンテンツの情報公開・更新実務は以下の職務が担当する。各職務において担当を決め常に迅速に情報を公開・更新しなければならない。

- (1)トップページ（総務、災害対策本部）
- (2)お知らせ（総務）
- (3)環境（環境）
- (4)防災防犯（防災防犯）
- (5)夏祭り（夏祭り）
- (6)地域支援（地域支援）
- (7)広報（広報）
- (8)自治会規約・細則および運用マニュアル（総務）
- (9)問い合わせ（総務）

3 HP の制作・機能の更新に当たってはタスクチームが任に当たる。なお、タスクチームの

人選は役員会で審議して決定する。

(制限)

第4条 HP に公開する情報は個人情報の保護・著作権の保護および情報の健全性の確保に努めなければならない。

(制定・改訂)

第5条 本規程の制定および改訂は役員会にて審議し実施する。

附 則

本規程の制定・改訂履歴

- (1) 2021年7月18日 制定

【別紙3】

避難行動要支援者に関する個人情報取り扱い規約（案）

(趣旨・目的)

第1条 この規約は、当自治会が避難行動要支援者に関する個人情報の適正な取扱いに関する必要な事項を定めることにより、【当自治会の区域内に居住する】避難行動要支援者の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において「個人情報」とは、避難行動要支援者名簿に記載された情報及び当自治会が個人情報を基に対象者への聞き取り等により取得した個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものをいう。

2 前項の「避難行動要支援者名簿」とは、本人の同意を得て災害が発生する以前に市から提供されるものと、本人同意の有無に関わらず災害発生後に市から提供される名簿記載対象者全員を含むものをいう。

3 この規約において「保有個人情報」とは、当自治会が保有する、避難行動要支援者に関する個人情報をいう。

4 この規約において「本人」とは、個人情報によって識別される当該個人をいう。

(利用目的)

第3条 当自治会は、個人情報を平時の避難行動要支援者の避難支援体制づくり及び災害発生時の避難支援のために利用するものとする。

(利用目的による制限)

第4条 当自治会は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を

取扱ってはならない。

(適正な取得)

第5条 当自治会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(適正な管理)

第6条 当自治会は、個人情報の保護を図るために避難行動要支援者名簿管理責任者を定め、避難行動要支援者名簿の写しを管理する者を把握するとともに個人情報の漏えい、滅失又は棄損その他の事故を防止しなければならない。

2 名簿の更新等により市へ名簿を返却する必要があるときは、避難行動要支援者名簿の原本及び

写しを返却しなければならない。

(第三者提供の制限)

第7条 当自治会の避難行動要支援者名簿（写しを含む）を管理する者及び避難行動要支援者名簿（写しを含む）を管理する者であった者並びに避難行動要支援者の支援者及び支援者であった者は、個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内とし、

支援関係者以外の第三者に提供してはならない。

(苦情の処理)

第8条 当自治会は、保有個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(取扱い事務の継承)

第9条 当自治会の避難行動要支援者名簿管理責任者及び避難行動要支援者名簿の写しを管理する者に改選があったときは、新旧の役員は避難行動要支援者名簿等について、すみやかに引継ぎを行わなければならない。

(その他)

第10条 本規約に定めのない事項については、吉川市個人情報保護条例の本旨に従い、個人情報を適正に取り扱うものとする。

附 則

この規約は2022年4月17日から施行する。